

生徒指導規程（福山市立新市中央中学校）

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日より施行

1 【目的について】

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

2 学校生活に関すること

【いじめの禁止】

相手を精神的に身体的に傷つける行為は絶対にしない。また、通信機器の書き込み等、ルール・マナー等、節度を守って使用すること。

【登下校について】

- (1) 登下校は交通法規及び交通ルールを守ります。
- (2) 登校時間は 8 時 30 分とし、教室の自分の席に着席する。
※登下校は正門（東門）を通ります。
- (3) 欠席・遅刻のときは、必ず朝 8 時 20 分までに保護者から学校に連絡をしてもらいます。
- (4) 自転車通学は、学校が定めた自転車通学区域に該当の中で、自転車通学許可願を提出し、学校が許可した生徒とする。

【持ち物について】

授業に必要な物や貴重品等を持って来てはいけません。やむなく持ち込む場合、担任等に報告し、必要時以外は預けます。

【部活動について】

- (1) 生徒全員がいずれかの部活動に所属する。
- (2) 部長を中心とし、ルール・マナー・時間を守って目標をもって活動します。
- (3) 部活動は制服、体操服、定められた練習着で活動します。
- (4) 朝練習後の補食を認めます。
(おにぎり、食パン、ウイダーインゼリー、フルーツ、菓子パン、カロリーメイト)

【服装について】

- (1) 制服
 - ① 原則、学校規程の制服を着用すること。
 - ② セーター・カーディガンは、華美でないもので、上着から極端に出ないこと。
パーカー類は着用禁止。
 - ③ 制服には左胸に名札（ライン色 1 年…緑 2 年…黄 3 年…青）を必ずつけます。
 - ④ ポロシャツの胸ボタンは留めます。
ただし、半袖は第 1 ボタンを開けてもよい。長袖は 5 月～9 月は第 1 ボタンを開けてもよい。
 - ⑤ 靴下は華美でないもので、くるぶしが完全にかくれる長さのものとします。
 - ⑥ 休日や休業日、放課後も平日と同じルール（服装、自転車通学等）で登校します。
- (2) 防寒着等
 - ① 冬季に防寒着を着用する場合、学校規定のウインドブレーカー、オーバーパンツとします。ただし、着用は登下校、体育授業、部活動とし、それ以外での着用は禁止とします。
また、12 月～2 月は校舎内でのウインドブレーカーの着用を認める。
 - ② 冬季の間、ブランケットを置くことを許可します。下校時には、ロッカーに入れることとします。
 - ③ 冬季の間、華美でない色のタイツの着用を許可します。
- (3) 通学靴 体育授業に使用できる物とします。
- (4) 上履き 学校規程のシューズ 体育館シューズ